

平成 20 年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書の概要 (法科大学院)

認証評価の有効性や適切性について検証し、評価内容・方法等の改善に役立てることを目的に、平成 20 年度に実施した認証評価について、対象法科大学院及び評価担当者へのアンケートを実施。

【アンケート回収状況】

◇法科大学院認証評価

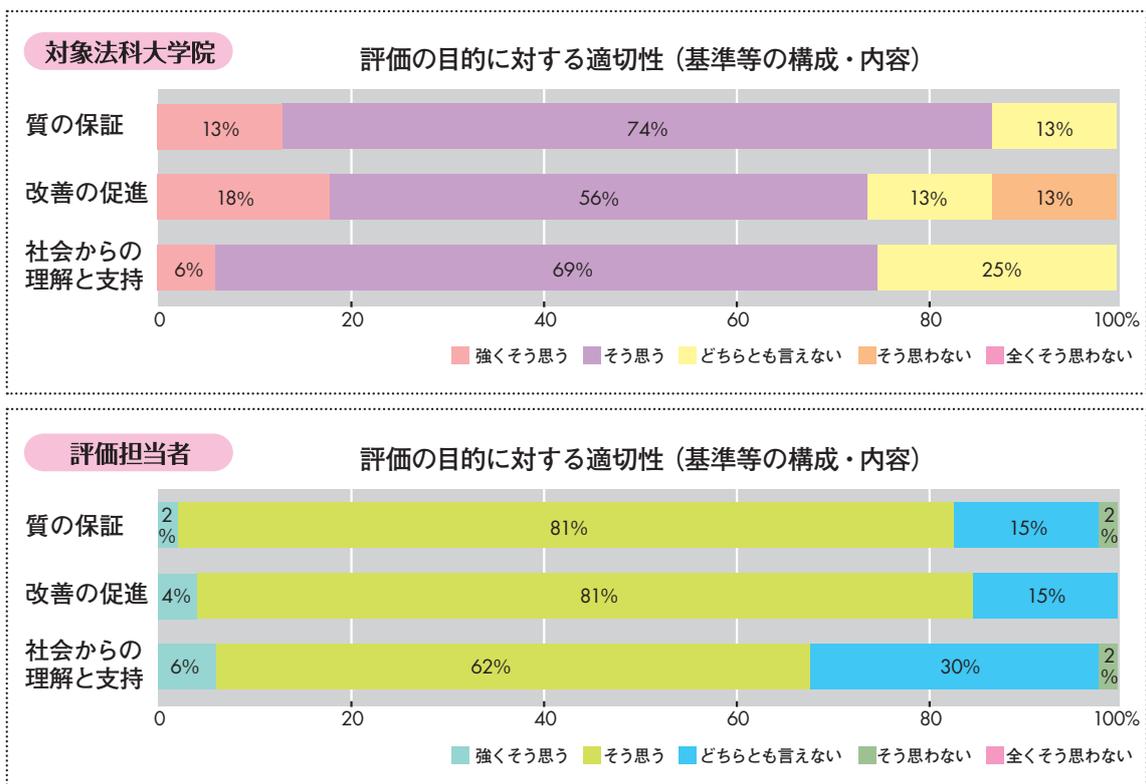
対象法科大学院 16 校すべてから回答

評価担当者（部会構成員）79 名中 54 名から回答（回収率 68%）

1 検証結果の概要

■ 機構が定めた基準・解釈指針について

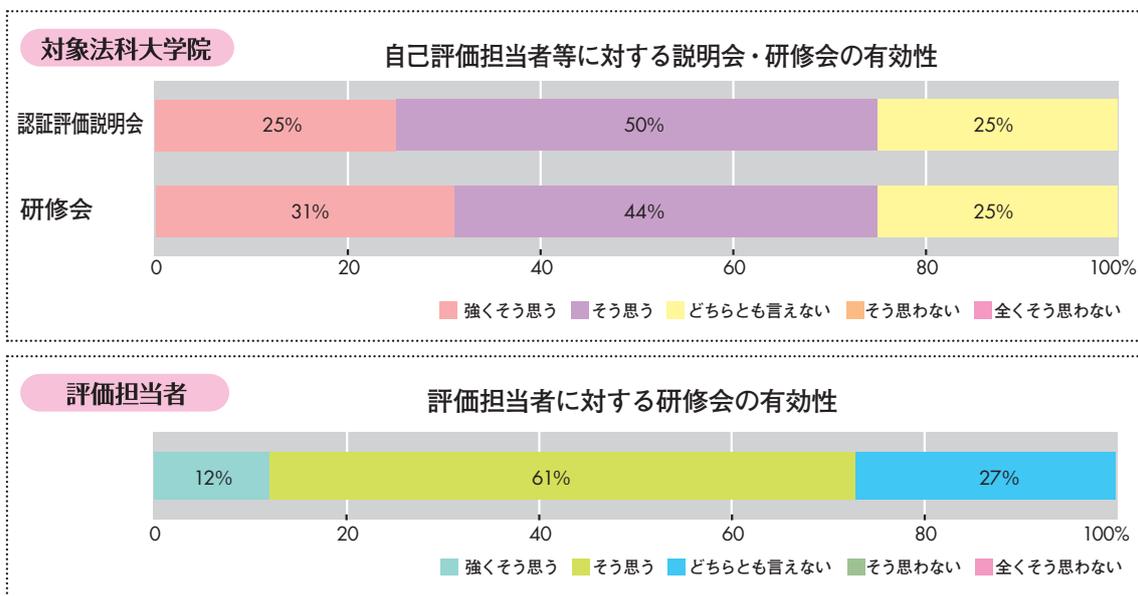
基準等の構成・内容は、対象法科大学院、評価担当者ともに「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の 3 つの目的に照らし概ね適切であり、教育活動を中心に設定していることも適切であると回答している。



一方で、対象法科大学院が自己評価しにくい、評価担当者が評価しにくい基準又は解釈指針があると、それぞれ半数程度が回答している。対象校からは、特に科目区分に関する基準又は解釈指針、評価担当者からは、特に教育目的、科目区分に関する基準又は解釈指針について判断が難しかったとの意見が見られた。

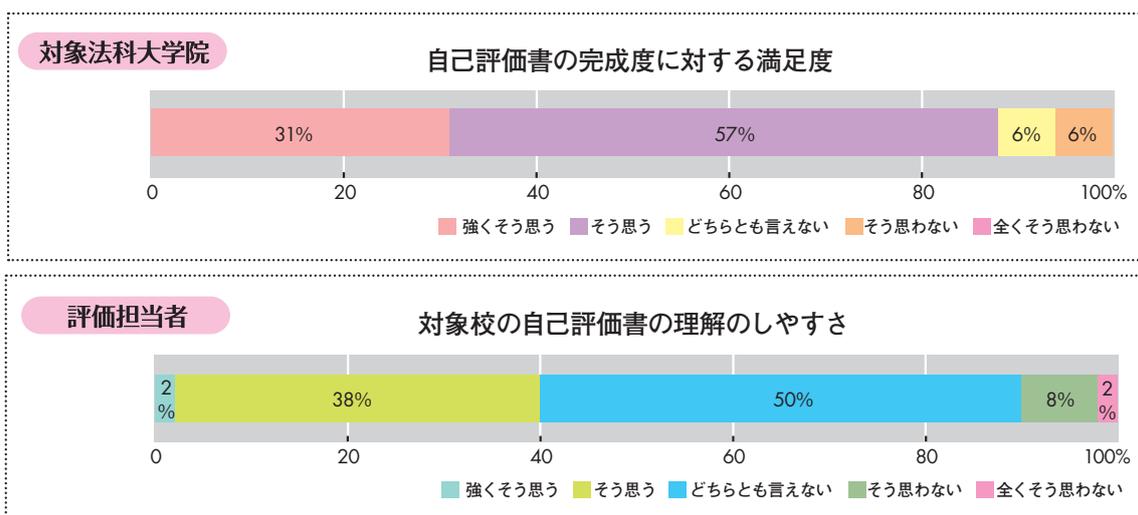
説明会・研修会について

認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会、及び評価担当者に対する研修会については、いずれも有効性が確認できた。

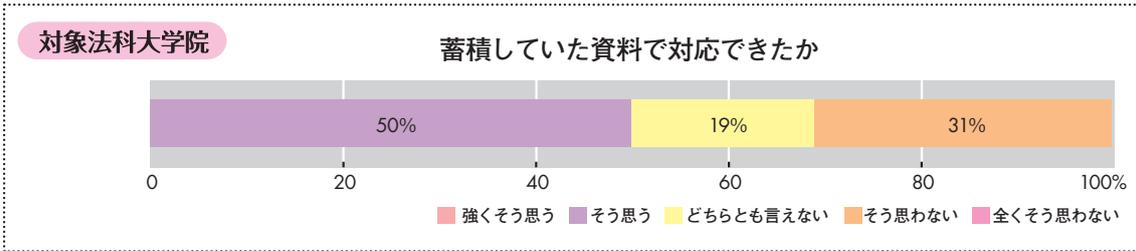


自己評価書について

対象法科大学院は自ら作成した自己評価書の完成度におおよそ満足している。しかし、評価担当者からは、自己評価書が理解しやすかったとする回答は4割にとどまり、自己評価の記述が明確でない、対象校により記述の差異が目立つなどの指摘が見られた。引き続き、説明会・研修会を通じ自己評価書作成に当たっての留意点の説明の工夫等が望まれる。

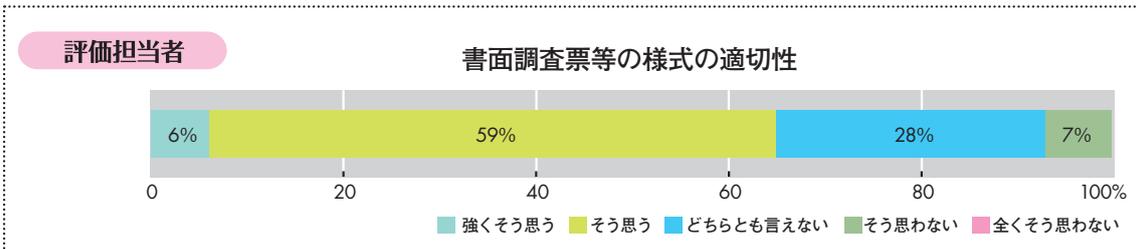
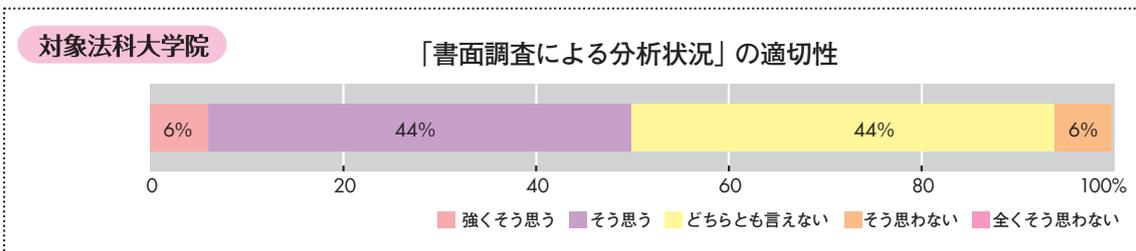


自己評価書の添付資料について、蓄積していた資料での対応に困難を感じた対象法科大学院は少なかった。



■ 書面調査・訪問調査について

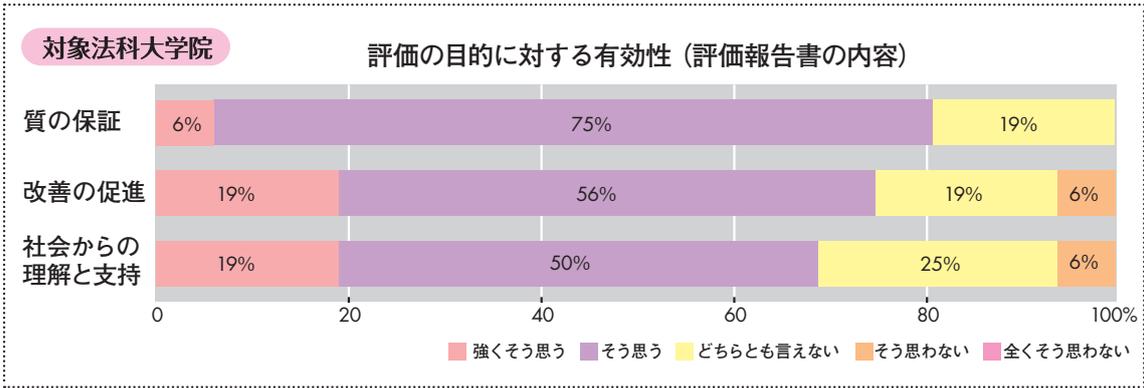
「書面調査による分析状況」の内容については、適切であるとする回答は対象法科大学院では半数にとどまっている。また、書面調査票等の様式の適切性については、肯定的な回答が評価担当者の約6割にとどまり、引き続き、分析方法について工夫していくことが望まれる。



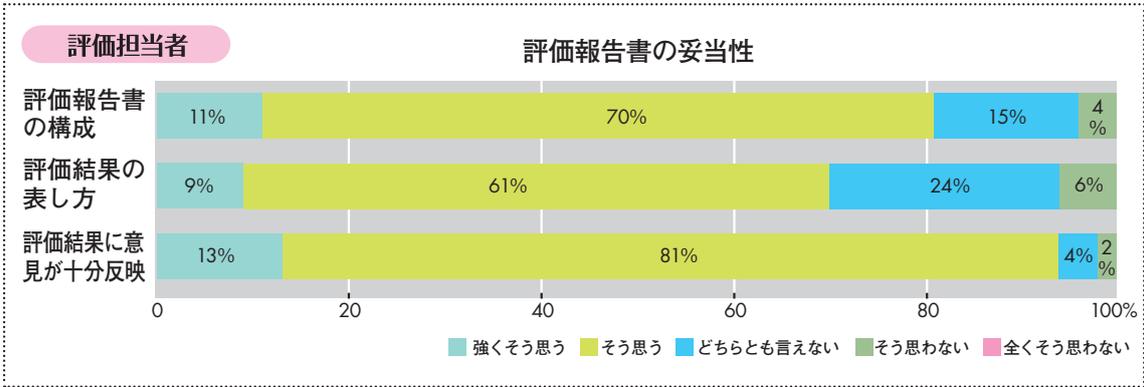
訪問調査の実施内容については、対象法科大学院の約7割が肯定的な回答をしている。また、訪問調査時の意見交換において共通理解を得ることができたかについては、対象法科大学院・評価担当者とも約6割が肯定的な回答をしているものの、引き続き、より効果を得るための工夫について検討することが望まれる。

■ 評価報告書について

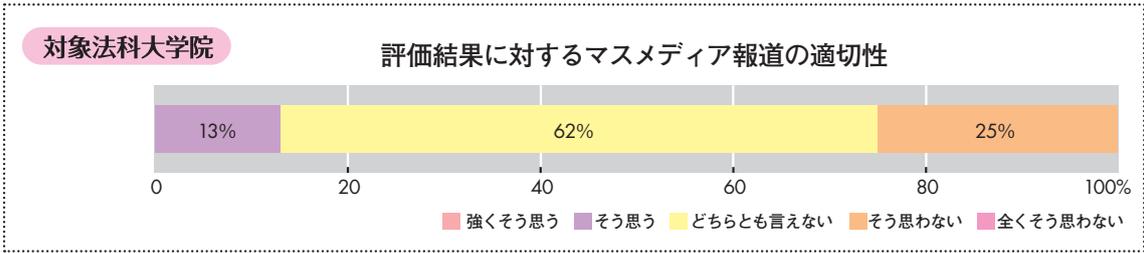
評価報告書の内容について、対象法科大学院は、「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らし概ね適切であり、ほぼその実態等に即したものであると回答している。



評価担当者は、評価報告書の構成、評価結果の表し方や自らの意見の評価報告書への反映についておおよそ妥当であると回答している。

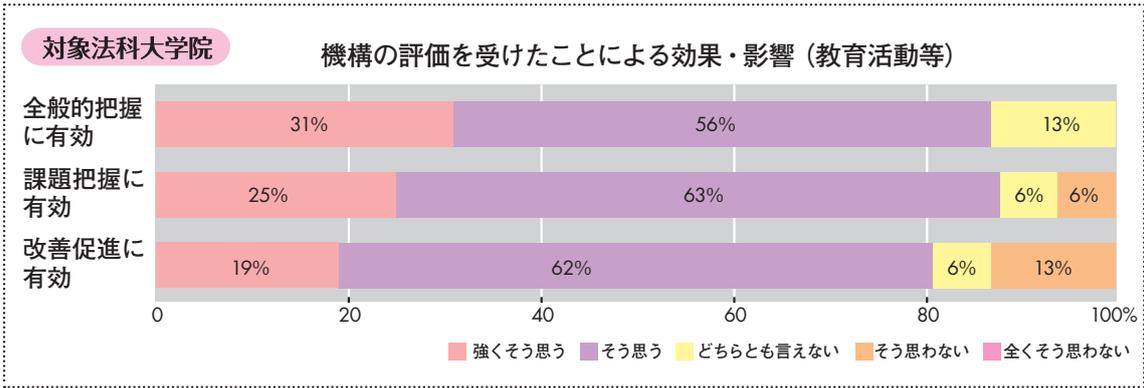


評価結果を受けてのマスメディア等の報道の適切性は、対象法科大学院の回答において否定的又はどちらとも言えないとする回答が多いことから、引き続き、法科大学院認証評価制度や機構の行う評価の趣旨・内容について社会からの理解が得られるよう、わかりやすく説明していくことが望まれる。

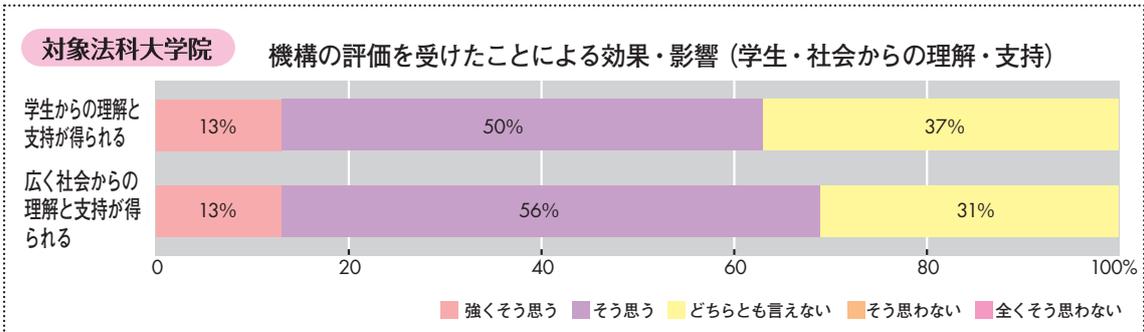


評価を受けたことによる効果・影響について

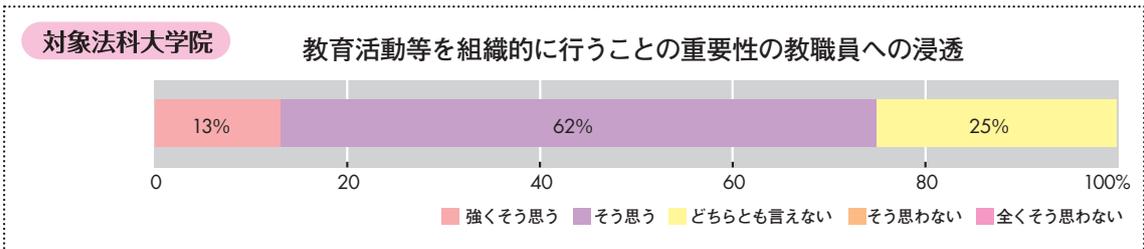
対象法科大学院は、機構の評価を受けたことにより、教育活動等の状況や課題の把握に役立つとともに、教育活動等の改善の促進につながるものとして、その効果・影響があるとおおよそ肯定的に回答している。



ただし、学生又は広く社会からの理解・支持が得られたかどうかについては、肯定的な回答が対象法科大学院の約6割であり、どちらとも言えないとする回答も一定数見られることから、引き続き、認証評価制度や機構の行う評価に対する社会の認知度を高めていく必要がある。



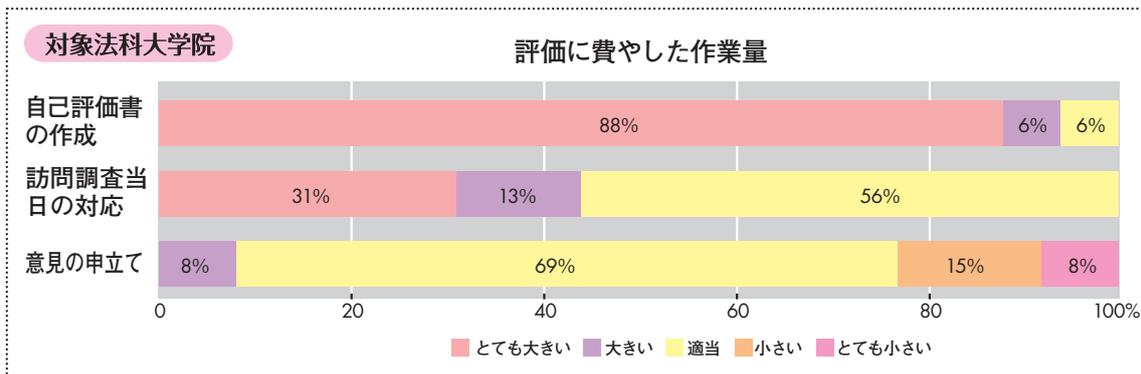
対象法科大学院は、教育活動等を組織的に行うことの重要性が教職員に浸透したかについては概ね効果・影響があるとしている。



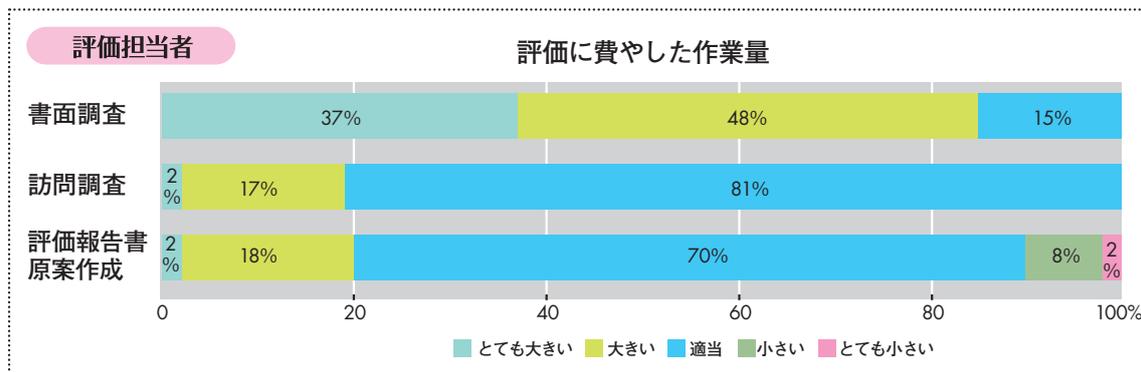
自己評価の実施及び機構の評価結果を踏まえた改善・向上への取組は各対象法科大学院において着実に実行されている。（具体的な改善事例は別紙1のとおり）

■ 評価の作業量等について

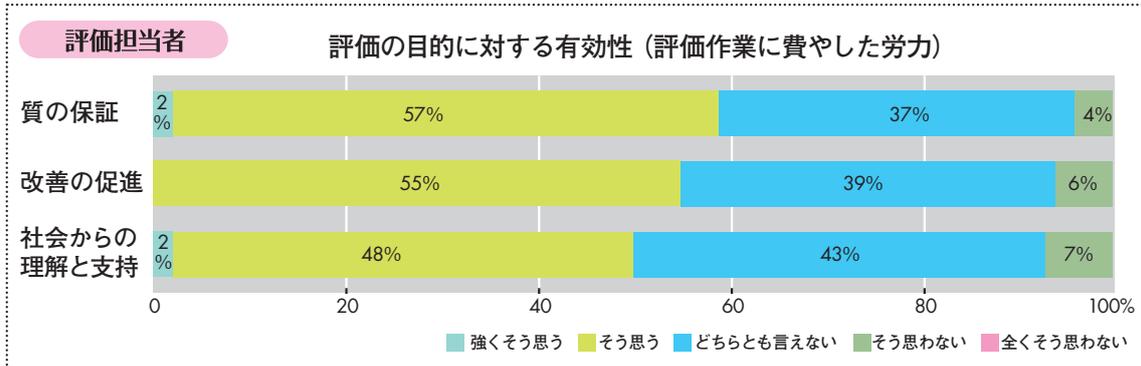
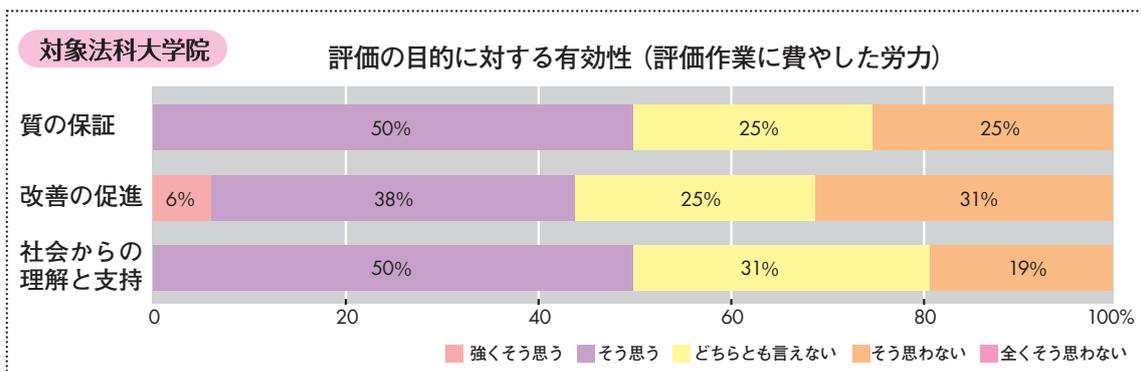
対象法科大学院は、自己評価書の作成に係る作業量が大いと感じており、引き続き、作業量軽減のための工夫が望まれる。



評価担当者も、自己評価書の書面調査の作業量が大きいと感じており、引き続き、作業量軽減のための工夫が望まれる。



対象法科大学院、評価担当者ともに、評価作業の負担は大きいとしており、その作業に費やした労力は、評価の目的（「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」）に見合うものであるとの回答も約半数にとどまることから、今後の検討の中での考慮が必要である。



認証評価結果を受けた対象校の改善取組の例 (代表的なものを抽出)

- 指摘に基づいて、科目の区分整理を行った。
- 指摘に基づいて、法情報調査の統一ガイドブックを作成して漏れなく指導を行うようにした。
- 履修規程を改正し、履修登録した科目と聴講科目の単位数の合計が、履修科目として登録することのできる科目の上限を超えてはならない旨を明記するとともに、聴講する学生は聴講する科目を事務室に届け出ることを義務づけることにより、事務室で、聴講制度が適切に運用されているかどうかをチェックすることにした（平成21年度より実施）。
- 指摘に基づいて、一部科目の筆記試験の実施方法について改善を行った。
- 成績評価における考慮要素の配点割合および考慮要素をあらかじめシラバスにおいて学生に周知し、かつ、それを変更した場合には必ず学生にその内容を周知するように、あらためて教員間での周知を図った。
- FDを実施して、改善に向けた取組について意見交換を行い、申合せを改訂して、成績評価における考慮要素をより明確にし、教員に周知するとともに、各授業科目における成績評価の考慮要素をシラバスに記載して事前に明示することを、申合せにより徹底した。
- 成績評価に関する準則を改正し、より厳格な運用とした。
- 全科目について、成績評価が絶対評価であるか相対評価であるかを、シラバスに明記することにした（平成21年度より実施）。
- 平成21年度開講科目では、相対評価が採用された科目がなかったため、現在のところ具体的な対応は行っていない。しかしながら、今後は相対評価を採用する科目もあり得ることから、相対評価を採用する際の各ランクの分布の在り方についての本法科大学院としての方針を、平成21年度中に策定する予定である。
- 当該科目の担当教員に、成績評価における考慮要素の合計点が不適切であったことを指摘し、改善を求めるとともに、全教員に、平成21年度からはシラバスに成績評価に際しての考慮要素と各考慮要素への配点をわかりやすく記述し、かつ、その記述に沿った成績評価を行うよう、周知を徹底した。
- 当該科目については、2回の筆記試験のうちのいずれかを受験できなかった者については、その受験できなかった試験について追試験を実施し、受験できた筆記試験の成績と追試験の成績の平均点を試験評価点とするよう成績評価の方法を変更した（平成21年度より実施）。また、こうした経緯について、全教員に周知した。
- 平常点のあり方について教授会で意見交換し、認識の共有化を図った。各科目の平常点の付け方に問題がないか教務主任が確認することとした。
- 3分の2以上の出席を期末試験の受験の要件とすることとし、教員や学生に周知した。
- 自校法学部の定期試験における出題との重複がないことを確認する仕組みを採用した。

認証評価の改善・充実のための機構の取組例

評価基準関係

- 各年度の「認証評価に関する検証のためのアンケート」における対象校と評価担当者からの意見及び中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告（平成21年4月）における提言等を踏まえ、評価基準、評価方法（適格認定の実施方法を含む）、評価体制等に関する事項について見直しを進めており、平成23年度から新評価基準で評価を行うこととしている。

研修会関係

〔評価担当者に対する研修会〕

- 研修会においては、過去の事例として、平成20年度の「優れた点」や「改善を要する点」の一覧を配付し、より実地に即した説明内容となるよう工夫した。
- 平成21年度は新規の評価担当者に対して、事前に機構や認証評価制度の概要などの説明を行い、機構が実施する認証評価に対する理解を深めていただいた上で研修会に参加いただいた。